

大学自治の憲法論

その今日的課題解明のための一試論

立山 紘毅（山口大学経済学部・憲法）

▶ 視角の設定

「大学の自治は憲法上保障されている」といわれるが、日本国憲法についていえば、明文で保障されているのは「学問の自由」であって、「大学の自治」ではない。しかしながら、憲法論上、両者はほとんど常に一対の文言ないし概念として論じられるのが常である。

従来、「大学の自治」は「学問の自由」を制度的に保障する概念である、という説明がなされることが多かった。これは、第二次世界大戦前のドイツ・ワイマール憲法下で唱えられた、いわゆる「連結的・補充的制度的保障理論」に由来するものである。この概念は、憲法の明文で基本権として保障された制度ではなくとも、基本権の保障と密接に関連する重要性に鑑み、本質的内容については立法者といえども侵害を許さないとする概念であった。そして、一般にその例として、地方自治制度、職業官吏制度、大学の自治、家族および私有財産制度等が挙げられていた。

たしかに、立法者といえども万能ではない、ということを知るために好都合な概念ではあったが、重大な問題があった。すなわち、何が制度的保障を受ける制度であるのか、一義明確な基準があるわけではなく、その本質的内容もまた決して明確ではない。実際、『『大学の自治』を構成する学説自身が、法律概念としての『大学の自治』の核心的な内容をきちんと示し得ていない』（奥平康弘『憲法Ⅲ』〔有斐閣・1993〕205頁）とも指摘される。したがって、たとえば職業官吏制度について際立っていたが、立法者（そこには、社民党や共産党に代表される無産者の代表がすでにながりの勢力を形成していた）による制度改変に対する防壁を作る機能が期待されていた反面、どこまで侵害しても

なお、本質的内容に及ぶ侵害ではないとして、侵害を正当化する機能さえ持っていた。さらにいえば、たとえばそれが大学の自治の場合、そこから人事上の決定に参加する「権利」が導き出されたとしても、それは真正の権利ではなく、憲法上、制度が承認された、いわゆる「反射的效果」にすぎず、いかようにでも侵害ないし改変されても致し方のない性質のものとして理解されていた。

現在もなお、このような理解は、かなりの程度残存している。たとえば、教授会自治が大学の自治の本質であって、その他の構成員の参加権や意見表明権は反射的效果にすぎない、という考え方などはその一例である。しかし、個人の尊厳と基本的人権の尊重を根本精神とし、学問の自由や、個人の発達する権利ないし学習権をも保障する日本国憲法の下、このような考え方には重大な問題がある。

では、それにかわって、どのような考え方が対置されるべきか。

一つの考え方として、学問の自由が、大学という一つの社会的な存在において行われ、両者がかなりの程度密接不可分であることに着目して、相対的に独立した「制度的自由」の一要素として大学の自治を理解する方向性がある。このような理解の仕方は、ドイツの憲法学者に多く見られるが、アメリカにおける学問の自由の思考法にも、根底に類似の思考法があることが指摘されている（松田浩「合衆国における『二つの学問の自由』について」『一橋論叢』120 - 1（1998.7））。

この理解の下では、大学の自治が端的に憲法上の位置づけを得られるが、一方、個人の「生まれながらの権利」としての「本来の基本的人権」と、「大学」という「制度的な自由」とが憲法論の上でどのような関係に立つのかについては、いまだ不明確な点を残して

いる。また、特に、ドイツ的な理解に立って議論を展開すれば、憲法に保障された学問の自由と密接不可分の関係にある社会関係の一つ＝大学と把握して、大学という制度に対する立法者の立法任務が導き出されることになる。この理解が、具体的な制度形成にあたって、立法者の活動の余地の大きさを指摘する段においては正当であるとしても、はたして具体的な制度形成は「侵害」に及ぶことがないと言い切れるのかどうかは、なお疑問である。また、ドイツにおける憲法論はともかくとしても、個人の基本的な人権を基軸として構成されている日本国憲法において、この種の「制度的思考方法」がはたして整合的に理解できるのかどうかは、明確ではない。いずれにしても、現在、学問の自由と大学の自治との関係は、憲法論の上で、それほどすっきりとした形で理解されているとはいえない状況にある。

しかしながら、学術研究、高等教育と大学という社会的実在との関係とを観察するとき、そこには、否定しがたい事実が存在する。

それは、少なくとも現在、学術研究および高等教育の展開にあたって、圧倒的地位を占め、むしろ現代社会の不可欠の一要素となっているのは、大学およびそれと同等の地位を有する機関に勤務する個人である、という事実である。scholar や school の語源が「余暇」を意味するギリシャ語に由来することはよく知られており、自らの財産の一部として研究手段を私有して研究に邁進する人々が顕著な業績をあげた「アマチュア研究者の時代」は歴史上たしかに存在する。また、現在においても、それらの人々の活躍が顕著な領域があるのも事実である。もとより、学問の自由は、大学教員の特権ではないのであって、あらゆる人々に保障された普遍的人権である。

しかしながら、「アマチュア研究者」の時代においてさえ、一方にすでに社会的存在としての大学等が存在したし、専門化・高度化・細分化した現代の学術研究や高等教育は、とうていそれらにのみ負うわけにはいかない。むしろ、憲法論の重要な任務は、それら機関に勤務し、組織的に活動する研究者の研究教育の自由を担保するとともに、その活動をいかに促進するかにある。高柳信一のいう「研究手段から分離された研究者」（これが、「生産手段から疎外された労働者」のアナロジーで捉えられていることは明らかである）を

基軸として、学問の自由と大学の自治を理解する必要性の学説は、その先駆的な業績であった（高柳信一『学問の自由』（岩波書店・1983））が、それをさらに現代的に言い替えば、憲法に保障された自由を、具体的な生活関係や勤務関係のレベルでいかに実効的に保障するか、そのための制度的な枠組として何が必要なのか（逆に、何を禁止しなければならないのか）を明らかにすることが第一の任務である。さらに、個人のレベルにおけるそれを補完するとともに、それ自身、一定の自律性をもって展開されている共同の研究教育活動について、その自由を実効的に保障するとともに、そのパフォーマンスを最大ならしめる制度的な枠組として何が必要なのかを明らかにすること、これが第二の任務である。なお、特に後者についていえば、それは個々の大学・高等教育研究機関のレベルのみならず、場合によっては、一国家を超え、一定の国家群ないし世界規模での基準形成さえ要求する場合がある。

いずれにしても、古典的に理解された「学問の自由」＝生まれながらの個人に対して、国家による介入・干渉を排除する武器として保障された「自由」とどまっていることは許されない、というべきである。今日、その自由が「『社会的装置』の整備を待ってはじめて実現する精神的自由界」（この概念については、拙稿「現代的言論状況の一断面 「社会的装置」の整備を待ってはじめて実現する精神的自由界の存在についての一考察」石村善治先生古稀記念論集『法と情報』（信山社・1997年）所収参照）に属することを直視しつつ、その個人的自由としての側面と社会的装置自身の作用能力の双方を視野に収めた議論が必要となろう。そこでは、具体的な社会関係の中での自由のありようが問題になると同時に、社会的装置そのもののあり方やパフォーマンスもまた問題となろう。当然、両者は予定調和的では必ずしもありえず、連関しつつ相克的であることが予想される。また、後述する現代の高等教育研究機関の実体は、それにふさわしい社会的なコントロール・メカニズムをも要求すると考えられる。本稿はそのための準備作業である。

▶ 「改革」の動因と背景

その外在的要因

このたびの世紀転換期にあたって、ふたたび「大学改革」を求める声が高まってきた。もっとも、ことを日本に限っていえば、1991年の大学設置基準（文部省令）の、いわゆる「大綱化」にともなう「改革」の動きは記憶に新しいから、あえていえば、90年代2度めの「改革の波」である。その中で、大学関係者のみならず社会的にも大きな関心が寄せられたのが、この度の大学審議会答申であった。「答申」については、のちほど警見することとして、この度の「改革」にあたって、その必要性について検討してみると、立場の違いを問わず、種々の共通点が見られる。

たとえば、関西地方の、主として私学に在籍する研究者を中心に編まれた、細井克彦ほか（編）『大学評価と大学創造 大学自治論の再構築に向けて』（東信堂・1999）12頁以下は、次の理由を掲げている。すなわち、1）大学の大量化、2）臨調行革路線の結果としての大学の荒廃、3）社会における大学の地位の低下、4）科学技術を国際交渉力（bargaining power）として世界をリードする財界戦略、5）大学の序列化と中等教育の階層化、6）日本の経済的環境の変化にともなう、海外からの「タダ乗り（free ride）」批判、7）少子化と生涯学習社会の到来、8）大学政策の決定過程の変化、9）自己点検・評価システムの導入がそれである。この研究は、政財界を中心に主張されている「改革」論を批判し、自主的・自発的「改革」論を対置するところに主眼がある。したがって、たとえば、大学審議会「中間まとめ」や「答申」に対して、厳しい批判的視座を維持しているが、大学の現状をすべてよしとするわけではなく、多角的に問題状況を指摘しているが、その指摘のいくつかは、大学審議会答申とオーバーラップしているのである。

眼を海外に転ずると、たとえば、1997年5月、当時の保守党政権の下で、ドイツの教育科学省は「21世紀の大学」と称する文書（Hochschulen für das 21. Jahrhundert）をまとめたが、その中にも、ドイツの大学が学術文化の中心としての役割を担い続けてきたこととともに、今後とも、社会発展の主たる動因たる地位を担うべきこと、にもかかわらず「大競争時代」の中で国

際的な魅力を失うことへの懸念、大学の大量化にともなう怠学・退学者の増大を指摘して、その改革の必要性を論じている。ここにも、世界的な「大競争」への「勝ち残り」と、高等教育機関の「大量化」現象という共通の問題意識を見て取ることができる。さらにいえば、効率至上主義的な「改革」論議に対抗する文脈でしばしば引き合いに出される、一連のユネスコ文書（「高等教育教育職員の地位に関する勧告」（1997.11）、「21世紀に向けた高等教育に関する世界宣言：展望と活動」（1998.10））において、高等教育の大量化状況は、そのアクセシビリティの一定の達成と同時に、ある種の困難を引き起こすことを、いささか困惑気味に指摘してもいる。

おそらく、これらの問題状況は、大ざっぱに次のように整理することが許されるだろう。それはまず、外在的要因と内在的要因に分かたれる。

前者についていえば、その第一が、財政危機を発端とする行財政改革である。戦前・戦後を通じて、ほぼ一貫して追及してきたキャッチアップ型の経済成長路線が一定の「成功」を収め、これまでの戦略が機械的に適用できなくなってきたこと、それに加えて、失政の積み重ねの結果としてのバブル経済の崩壊が重なったこと、それを糊塗するために繰り返された財政出動が未曾有の財政危機を招き、もはやパイの拡大をもって矛盾を解消することを許さなくなったことがそれである。

もちろん、多くの論者が指摘しているとおり、この「危機」は、行財政全般にわたる構造のゆがみを着実に是正することのほかに解決しようがない。しかし、どちらかといえば、そのような状況は、本来の理性的な解決策の模索よりもむしろ、「ゼロ・サム」的な競争の雰囲気をかもし出す方向に作用しているように思われる。もとより、教育研究活動においても競争は重要である。それは、研究・教育上の他のアプローチやオルタナティブを生み出す要素であるし、それを通じてこそ多様性は生まれる。しかし、「ゼロ・サム」的環境ないし心性における「競争」は、他人の不幸を自らの幸福と喜び、自らの不幸を他人の幸福と怨嗟するような歪んだ状況を産み出しやすく、そのような環境に学術・文化・教育が置かれたとき、もはや実り豊かな発展は期待しがたい。この度の大学審議会「中間まとめ」と「答申」のサブタイトル「競争的環境の中で

個性が輝く大学」に、失笑やシニシズムを隠さない向きが多かったのは、そのあたりの事情に対する鋭敏な警戒心のなせるものにほかならない。

今すこし述べた事情とも関連するが、第二には、かような経済的パフォーマンスの行き詰まりとブレイクスルーを模索する文脈で、しばしば「個性」「創造性」の必要性が論じられ、その開発が大学に期待される、という背景が存在する。これは、アメリカ情報通信産業の圧倒的な競争優位と、それが成長の牽引車と機能している実態から、たとえば、ソフトウェア産業やコンテンツ産業におけるベンチャー企業礼賛に典型的である。それら議論からは、しばしばマイクロソフトの最高経営責任者、ビル・ゲイツの成功を引き合いに出しつつ、学生起業家を育てることを大学の任務とする論調が生まれる。また、キャッチアップ型の成長の余地が残されていないこと、欧米からの基礎研究ただ乗り批判に対応するための「フロントランナー」論の主張とそのかぎりでの基礎研究重視論が「中間まとめ」で論じられていたのは周知に属するが、この議論もまたその文脈の中に位置づけることができよう。さらには、かつて、バブル最盛期に横行した夜郎自大的な日本経済礼賛論に対して、ジャパン・マネーなるものの実態は、利ざやの厚い金融商品開発力に決定的に立ち後れ、それに起因する収益力の低さをカバーすべく、労働強化をもって対抗しているにすぎないことを指摘したのが、中尾茂夫『ジャパンマネーの内幕』（岩波書店・1991）であったが、その意図と目的をまったく別として（すなわち、バブル経済もう一度の「期待」をこめて）、金融技術の開発とその運用を担うべき「人材」開発の必要性が叫ばれることも、同じ文脈に属する。

このような背景からは、高等教育や学術研究、さらにはその主体たる大学等を一方的に管理・抑圧する方向性は生まれにくい。むしろ、一見したところ、その実力と役割に期待を寄せ、そのかぎりで育成と振興、しかも、具体的な財政支出と制度整備をともなったそれが論じられる傾向が生まれる。「中間まとめ」が第一の事情に貫かれた「論理」を正面に据えていたのに対して、「答申」において一定の「軌道修正」が図られた背景には、このようなモメントも作用していたのではないかと考えられる。しかしながら、第一に述べた事情が関係して、それらは資源配分における効率性

を過度に重視し、当座の必要性に傾斜しがちであることはいうまでもない。中野三敏「読切講談・大学改革・第二幕 バランスならびに国の責任について」（『全大教時報』22-4（1998.8））が指摘する文系基礎学への手薄な配慮などは、その投げかける「影」を端的に指摘したものであろう。

さらにいえば、個性・創造性重視のコンテクストからは、端的に異能者・異端者を待望する議論さえ生まれる。このところ、戦後日本の復興と高度成長をリードした起業家たちが急速に幽明界を分かちつつあるが、彼らの異能・異端ぶりに対して、信仰にも似た憧憬が寄せられる現象はその典型であろう。そのような「個性」や「自発性・創造性」が、いうところの「資本家を買われた時間の中における」（稲葉三千男）それであることはいうまでもない。ただ、それを指摘した稲葉三千男の問題意識が、客観的な認識のレベルにとどまらず、いかにしてそれをあるべき姿に引き戻していくかであったことに鑑みれば、公的財政支出を伴った、（そのかぎり限定つきの）個性重視・創造性開発論議を、批判しつつ克服する主体的な営みがきわめて重要であると思われる。

さらに第三の要因として、いわゆる少子高齢化の急速な進展という事情が挙げられる。これまで高等教育機関は、中等教育終了後の学生をほぼ一括して選抜・入学させて教育を行ってきた。このところ、帰国子女や編転入学、さらには社会人学生の選抜も広がってきたが、それらは質的にも量的にも、高等教育への主たる「入口」ではなかった。ところが、その主たる年齢層の人口が急減するわけだから、これは大学、とくに私学にとっては存亡の危機と受け止められることになる。もっとも、ユネスコの行った「21世紀に向けた高等教育に関する世界宣言：展望と活動」（1998.10）が指摘するように、学校教育と生涯学習との峻別を前提として、高等教育を学校教育の最終段階ないし完成段階と捉え（場合によっては、そこにエリート選抜・養成の役割を割り当て）る見方から、生涯を通じてシームレスに学習機会を確保する中で、中等教育以降、生涯にわたる知的営為を負託されるべき機関と捉える見方に転換すべきものとすれば、必ずしも「存亡の危機」と捉える必要はない。ただし、それに応えるべき具体的な条件、とくにスタッフの確保が間に合うかどうか、労働強化によってそれをカバーする事態に陥る

心配がありやしやは別途検討を要する。

▶ 動因としての内在的要因 構造変化？

内在的要因の第一が、いわゆる大学の大量化である。ここに、先に述べた日本特有の現象である少子化の急速な進展が重なって、必要以上に深刻に論議されているきらいもある。すなわち、大学進学率の上昇そのものは、高等教育へのアクセシビリティの拡大とその達成を意味するのであるから、けっして否定すべき現象ではない。たとえば、その問題性をことさらに強調して、大学教育の質の低下を憂え、在学期間のすべてを排他的競争と選別の期間にあてるべしといわんばかりの「キックアウト」論など、およそ高等教育の役割にふさわしい議論とはいいいがたいし、むしろ、その任を果たす能力に対する自信のなさを表明するものといわなければならない。したがって、この状況を積極的に捉え返すとすれば、生涯学習の一環としての高等教育が、中等教育との接続をいかに実践し、能動的な市民として社会を支える能力をいかに発展させるかという両面から考察する必要がある。おそらく、その一つの実践の場として、大学という自治の場は機能しうのではないかと考えられる。

内在的要因の第二は、ビッグ・サイエンスやライフ・サイエンスに見られる科学の巨大化と先端化である。これら学術研究が、もはや一国の財政支出の枠内をはるかに超える存在と化しているのは周知に属する。当然、企業経営的な発想からすれば、採算性などどこにも存在しない。たとえば、先般話題となった大型望遠鏡「すばる」の建設など、いかに効率化を図ったところで、企業経営的なセンスからいうところの採算など取れようはずもない（いわゆる独立行政法人化の議論の浅薄さは、こうした単純な事実さえ見落としていることに象徴的である。さらにいえば、「企画」と「実施」部門の分離が教育研究活動に本質的に不可能なことも論をまたない。百歩譲ってそれが成立するとすれば、「検定済教科書」を「マニュアル」的に「教え込む」のが関の山だろう）。

ここで問題は二つに分岐する。一つの問題は、これら巨大化・先端化した学術研究が、個々の研究者レベルでは著しく細分化し、その全貌を把握し、コントロ

ールするのが必ずしも容易ではない、ということである。すなわち、自律的・自治的な秩序は、その前提として、対象の全貌について、少なくともそのアウトラインを把握したうえで意思決定やコントロールに参加することによって成立する。その前提の成立が怪しくなるのである。

いま一つの問題性は、クローン羊や遺伝子診断・操作の問題がクローズ・アップしているように、人間存在の根源そのものをゆさぶりがねないインパクトをもっているところにある。すでに述べたように、学術研究の巨大化自身、その財政支出の巨大化は、たとえば素粒子物理学の基礎的な実験施設建設がもはや国民経済の許容するスケールを超えることに、国民的な関心が寄せられる段階に達している。それに加えて、研究遂行それ自身が抱えるかようなインパクトは、いやがおうでも社会的な関心と懸念の対象にならざるをえない。

従来、憲法が保障する学問の自由は、1) 研究遂行の自由、2) 研究成果発表の自由、3) 教授の自由のカテゴリーで捉えられてきた。いうまでもなく、1) から3) に進むにつれて社会との切り結びが増大し、法的な関心事が増大する。そのことはすなわち、研究遂行の自由に対しては、内在的制約（たとえば、性科学研究の名目でわいせつ文書を配布することは許されない）といった留保はあったにせよ、内心の自由（思想・良心の自由）とのアナロジーで、むしろ絶対無制約に傾斜する方向性をもって理解されてきたといつてよい。ところが、これら学術研究は、それにかかわる費用負担の問題にとどまらず、研究遂行自身、はたして社会的なコントロールのないままに、研究者集団の自治と自律にゆだねてよいのか、という問題関心を呼び起こすに至る。保木本一郎『遺伝子操作と法 知りすぎる『知』の統制』（日本評論社・1991）は、公法学の分野からの先駆的な業績であるが、それが提起したのは、そうしたコントロール手法のいかんよりもむしろ、その根底に横たわる、人間の知に対する哲学的な問いかけであったと見るべきであろう。

これ以外にも、各種の実験研究施設の建設にかかわって、さまざまな社会的波紋を巻き起こす事例には事欠かないが、ここでもう一つ注意しておくべき事柄は、高等教育や学術研究に対する国民的な負託ないし信頼の基礎に見られる変化である。

すなわち、これまで、高等教育や学術研究を憲法上位置づける際には、しばしば、研究者の学問の自由に加えて、国民の知る権利・学ぶ権利・発達する権利を負託され、それに応える責務が引き合いに出されてきた。その根底には、高等教育・学術研究機関とそれを構成する研究者・教育者と、それ以外の国民との間には、予定調和的な同一性と信頼関係が前提されていたといつてよい。そして、その信頼関係の基礎とは、まさにプロフェッションの特質、すなわち「専門職能の従事する業務は、答えがすでに出ている仕事を型通りに実行するタイプのそれではなく、むしろ、正しい答えはなんであるか、或いは、業務の受け手にとって最善の解決は何であるかということ、専門的知識・創造力を駆使して追究し発見することを目的とする（高柳・前掲書71 - 2頁）こと、それに専心することに対する信頼であったし、あえていえば、専門家のもつ権威や威信によるところの大きいものであった。

もちろん、現在もなお「かれらに特定の答えをおしつけ、その具体化を強制するなどというようなことがあってはならない……かれらは、長期の修練によって習得し、たえずさらに発達せしめようと努めている専門的知識に忠実でなければならず、外的な干渉に拘束されないという意味で、自由でなければならない（高柳・前掲書71 - 2頁）から、その構成員に高度の自治が必要であること、論をまたない。その意味で、高等教育機関であれ学術研究機関であれ、その構成員にとって自治が必須であることは、ユネスコ「高等教育機関教育職員の地位に関する勧告」V A .19が、「高等教育機関の自治とは、学問の自由が機関の形態をとったもの」と定義しているとおりである。その意味で、自治は必要条件であり、それを侵害する各種の動きに対して強力に抗議すべきこと、いうまでもない。

問題は、それら機関のありようのみならず、研究遂行についても大規模な変容が進行する現在、はたして、社会的存在としてのそれら機関のありように対し、自治的な制度に基づくコントロール・メカニズムに加えた何らかのコントロール・メカニズムを構想する必要があるやなしやである。それは現在、情報公開やインフォームド・コンセントの問題において指摘されているような、各種の専門家集団の遂行する業務に対するコントロール・メカニズムの構築と同根であると同時に、信頼関係の基礎が、それら専門家の権威や威信に

依存するものから、情報の公開と共有をベースとした理性的討論に基づくものへ移行しつつあることとも同根であろう。その意味で、社会的存在としての大学なり学術研究機関の適正な運営にとって、必要条件としての構成員の自治メカニズムに、十分条件としての社会的参加のメカニズムを付加した、新たな自治メカニズムの必要性を吟味すべきではないだろうか。

もっとも、問題はその制度的な具体化である。それら社会的参加のメカニズムが、いところの議会制民主主義論や財政民主主義論によって代位されるとき、いかに代表制民主主義の論理をもって説明しようとも、それは政治的介入にほかならない。基本的人権の保障の意義の一つは、民主主義であるが代表制民主主義であるが、立ち入ってはならない自由の領域を確保することにある。その意味で、このような制度化・具体化は不相当である。一方、学生を大学教育なる「サービス」の消費者とみなし、その「選択」をもって大学教育のコントロール・メカニズムにあてる市場メカニズム的な方向性は、そこに学習する権利や発達する権利、あるいは社会のあるべき発展の方向性といった哲学的な視角を完全に欠いていることから、これまた厳しい批判を免れない。とするならば、それら手法に代わる社会的参加のメカニズムをいかに組み込み、従来からの自治的なメカニズムと相互補完させるか、あえていえば、市民の能動的・積極的な参加を構成要素とするオープンなメカニズムを、どのような原理の下に構築するかが、現代的な大学自治論にとって必須の視角ではないだろうか。

▶ 大学自治論の現代的課題

紙数も尽きてきたので、この度の大学審議会「中間まとめ」から「法制化」の流れを簡単に振り返りつつ、今後の検討課題を提示して稿を閉じることにしたい。

誤解を恐れずにあえていえば、昨年6月に始まる今回の経緯を見ると、もっとも一貫した論理構造をもつのは、実は「中間まとめ」であった。それは、「科学技術創造立国路線」を前面に押し出し、それを達成するために、大学・高等教育機関をも市場経済至上主義に服従させ（これが「教科書的な新古典派理論」に基づくものであることを指摘するものとして、「座談会 日本的規制緩和と大学・高等教育を考える」1999年2月「全大教」新聞号外における、藤田稔・金子元

久発言参照)、競争原理・効率主義の全面支配するものに「改造」しようとするものであった。それは、組織運営の原則のレベルでは「自治」論を徹底的に敵視し、危機管理・有事立法論において唱えられるそれと通底する「リーダーシップ」論に管理運営を委ねるべきことが声高に強調されていた。もっとも、大学をそのような色彩に染め上げて、一丸となって世界のフロントランナーを目指して邁進すべし、と「中間まとめ」やそれを礼賛する論説が説けば説くほど、そこに「キャッチアップ型国益論」(この場合は、ソフトウェア・コンテンツ産業とヘッジファンドで世界を席卷する現代アメリカへのキャッチアップ)がにじみ出てくるのは、非常に皮肉ではあった。

ところが、これが「答申」に至り、大きな変貌を遂げる。それは、「答申」冒頭が端的に示していた。すなわち、「中間まとめ」の「はじめに」は二段落で構成されていたが、それを前後からはさみ込む形で、「知の再構築」と「未来への先行投資」を強調する段落が付加され、四段落構成に変容していた。しかも、その「知の再構築」とは「人類的価値の追求」を意味するものとされ、それを実現するためには「未来への先行投資」としての公的財政支出の必要性が強調されるものであったから、それなりの普遍性と一貫性をもつものであった。また、各方面から厳しい批判を受けた「リーダーシップ」論に対しても一定の修正が加えられたが、その一方で、「中間まとめ」路線ともいべきものが各所に残存しているため、全体として著しいモザイク状の様相を示す結果となった。

しかも、実際の「法制化」段階に至り、具体化されたものはさらに「小幅」なものであったことには、いささかの当惑を禁じ得ない。すなわち、そのほとんどは国立大学にかかるものであったこと、しかも、これまで数度にわたって導入が画策され、その度に社会的な大論争に発展した「大学管理機関」の文言が、今回の法改正によって、日本の法制度から完全に消滅したこと(さらにいえば、4月1日の衆議院本会議や4月14日の衆議院文教委員会における文相答弁が、「法制化の前提は『大学の自治』の尊重にあること」を繰り返し述べたことも、アメリカ型の・外部者による「大学管理機関」の前提と食い違う)、さらに、今回の法制化の眼目の一つである「運営諮問会議」の権限について、大学内部の諸機関と意見が食い違った場合、内

部諸機関の意思が優越するものと理解すべきことが強調されたことなど、法制化の本質にかかわる論点というべきであろう。

このような経緯がいかなる諸力のなせるものか、現段階では検討の証拠を欠く。ただ、いわゆる「支配層」(これがいかなる実体のものかについての考察と判断は、さしあたり留保する)内部にも相当程度意見の分歧があり、それを強力に誘導し方向づけるだけのヘゲモニーがまだ確立したとはいえない状態にあるのではないか、という推測が成り立つようにも思われる。もっとも、これはある意味で非常に危険な状態である。すなわち、明確な方向づけと指導性の欠如した状態で、漠然とした不満や不安が蓄積するがゆえに、たとえば、「キックアウト」論に見られるような、一見画期的で、不満を一挙に「解決」(実は先送りやしわ寄せにすぎないのだが)するかのようなデマゴークがヘゲモニーを握る危険性が高いからである。

そうした危険に対処するためにも、いささか迂遠に見えるかもしれないが、大学に在籍するわれわれの側が、大学自治の今日的な理念と、その核心的内容を確認する必要がある。実際、「かつて大学紛争期のイシューは、教授会自治論に代わる現代的大学自治論の構成にあり、有力な議論の一つは、教育機関としての大学自治論であった。しかし、70年代に入って公法学をはじめとして大学自治論は急速に衰退し、見るべき成果を上げずに今日に至っている。大学の自治は、教員研究者個人の学問の自由保障の制度にとどまらず、大学の機能を発揮するための職能的自由である」(羽田貴史「大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について(中間まとめ)』を読む」『全大教時報』22-4(1998.8))という指摘も存在する以上、それは急を要する。

その際、いうところの「大学大衆化」は、大学像の今日的なあり方として、さきにも述べたように、高等教育へのアクセシビリティの達成を意味するものであるがゆえに、所与の前提として受け入れるところから出発しなければならない。そのうえで、「公教育」としての高等教育像を確認することが必要であろう。それは、筆者の専攻領域である憲法論からいえば、能動的な市民(この文言は、ユネスコ「高等教育世界宣言」におけるキー・タームの一つである)として行動するための教育であり、それを通じて国民主権と国際協調

とを内実化させることのできる人間の育成ではないかと考えているが、もちろんこれにとどまるものではない。

さらにいえば、さきに述べたように、高等教育機関・学術研究機関の行う活動とそれをとりまく状況は、大学という社会的装置、学術研究という社会的装置にふさわしいコントロール・メカニズムを必要としている。これは運動論のレベルでいえば、大学の自治を「守る」運動から、オープンで能動的・積極的な自治を新たに構築する「攻め」の運動への転移を意味するが、もちろんこれにとどまるものではない。情報公開や、それに基づく参加論に見られるような組織原理、行動原理を大学にも析出することが求められよう。その意味で、たとえば、評価機関についても、必要条件としての大学構成員の自治の侵害・縮減に徹底的に抗議す

ると同時に、それら機関の組織原理や行動原理と責任原理の各レベルにおいて、徹底した第三者性と公平性、透明性、市民と社会と人類に対する責任性といった論理に加えて、実効的な参加を保障する論理を構築し、実践することによって、大学自治に新たな要素を付け加える必要があるのではないだろうか。

あるいはそれは夢物語の類という批判もあろう。また、主体の力量に由来する懸念もあろう。しかし、羽田貴史が指摘するような、長い間にわたる「大学自治」論の不在を超えて、今あらためて「大学自治」のルネサンスを見いだすとするならば、避けて通ることのできない課題であると考ええる。そうした建設的討論のための捨て石となることを念じつつ、本稿を閉じることとしたい。

